

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 8 月

コーポレート



2026 年 6 月総会の振り返り

弁護士 [伊藤 広樹](#)
弁護士 [唐澤 新](#)
弁護士 [坂東 大聖](#)

第 1 はじめに

2026 年 6 月に開催された株主総会（2026 年 6 月総会）では、会社提案議案の否決・株主提案の動向、有価証券報告書の株主総会前開示への対応状況等、注目すべきトピックが数多く見られました。本稿では、2026 年 6 月総会の概況を振り返りつつ、2027 年の総会対応も念頭に特に重要度が高いと考えられるトピックをご紹介します。

第 2 2026 年 6 月総会の概況

1 出席株主数、所要時間、質問者数

2026 年 6 月総会における 1 社あたりの平均出席株主数は 80.5 人、平均所要時間は 52 分、平均質問者数は 3.9 人であり、前年から大きな変化は見られませんでした。出席株主数については「10 人以上 30 人未満」の会社が、所要時間については「30 分以上 1 時間未満」の会社が最も多く見られました。また、質問者数については、時価総額が大きい会社や株主数の多い会社において質問者数が増える傾向が見られました¹。

¹ 以上につき、「株主総会概況－2026 年 6 月総会 2,192 社－」資料版商事法務 508 号（2026）64 頁以下。

2 バーチャル株主総会

2026 年 6 月総会において、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を実施した会社は 322 社、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施した会社は 14 社、バーチャルオンリー株主総会を実施した会社は 18 社であり²、バーチャル株主総会の実施率に前年から大きな変化は見られませんでした。

3 株主への情報提供の充実

日経 225 採用銘柄 179 社のうち、政策保有株式の保有・削減状況を招集通知に記載した会社は 75 社（41.9%）見られました³。こうした対応は、政策保有株式の保有状況により取締役選任議案に反対する議決権行使基準を採用している機関投資家の存在等を意識したものと推測されます。

また、上記 179 社のうち、取締役会の実効性評価の結果概要を開示した会社は 66 社（36.9%）見られ、このうち、実効性評価に当たり外部機関を利用した旨を開示した会社は 35 社です⁴。主要な機関投資家の議決権行使基準においても、取締役会の実行性評価は、取締役会のガバナンス機能等の判断にあたり重要な要素と位置付けられていますが、招集通知に取締役会の実効性評価について記載するにあたっては、評価方法、取締役会の課題及び改善に向けた対応等を具体的に示すことが有益と考えられます。

第3 トピック① 会社提案議案の否決・株主提案の動向

1 会社提案議案の賛成率

日経 225 採用銘柄 179 社における会社提案議案の平均賛成率は例年どおり 90%を超える高い水準である一方、賛成率 80%未満の取締役選任議案が 47 件、70%未満の同議案が 14 件あり、取締役選任議案への反対票が目立ちました⁵。機関投資家や議決権行使助言会社の議決権行使（助言）基準（ROE、ジェンダー、政策保有株式、社外役員の在任期間・独立性等）が株主による議決権行使に影響を与え得ることを踏まえ、候補者ごとの適格性・独立性、取締役会の構成・実効性等について、株主との対話を通じて、会社の見解を正確に伝えるとともに、株主側の懸念を把握しておくことが重要と考えられます。

なお、2026 年 6 月総会において会社提案議案が否決された会社は 6 社見られました。この

² 前掲注 1) 73 頁。

³ 以上につき、関山亮＝椎名洋平「速報版 2026 年 6 月総会のトピックス」資料版商事法務 508 号（2026 年）16 頁参照。

⁴ 以上につき、前掲注 3) 16 頁参照。

⁵ 以上につき、前掲注 3) 13 頁以下参照。

うち 5 社⁶は役員選任議案の一部が、1 社⁷は定款一部変更議案（事業年度の変更）が、それぞれ否決されています。

2 株主提案の動向

2026 年 6 月総会において株主提案がなされた会社は 104 社、議案数は 349 件となり、社数、議案数ともに過去 2 番目に多い結果となりました。このうち、機関投資家等による株主提案がなされた会社は 51 社、議案数は 139 件となり、社数は過去 2 番目に多く、議案数は過去最多となりました。また、株主提案が承認可決された会社は 2 社見られ、議案としてはいずれも取締役選任議案です⁸。株主提案の主な内容としては、定款変更議案が 229 件（65.6%）と最も多く、次いで、取締役選解任議案が 43 件（12.3%）、自己株式取得・消却議案が 25 件（7.2%）、剰余金処分議案が 23 件（6.6%）となっています⁹。

株主提案への備えとしては、平時から、株主提案の論点となり得る資本政策、ガバナンス、役員選任、株主総会運営等に関する自社の方針を整理するとともに、株主との対話や開示等を通じて当該方針を丁寧に説明し、株主の理解を得ておくことが重要と考えられます。また、実際に株主提案がなされた場合には、株主提案の可決の見込みを分析しつつ、機関投資家をはじめとする株主から会社への賛同（すなわち、株主提案への反対票）を得ることができるよう、合理的かつ説得的な反論を検討する必要があります。

なお、後記第 4 のとおり、2026 年 6 月総会では、特定の投資家による議決権基準日の変更に関する株主提案が複数件見られました。

第 4 トピック② 有価証券報告書の株主総会前開示への対応状況

金融庁は、2025 年 3 月 28 日付で、全上場会社に対し、金融担当大臣の名で「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」と題する要請（以下「本金融庁要請」といいます。）を行いました¹⁰。本金融庁要請は、有価証券報告書には投資家の意思決定に有用な情報が豊富に含まれており、本来的には、有価証券報告書の提出は株主総会の 3 週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられることに言及した上で、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、2025 年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することを検討するよう呼び掛けを行ったものです。

2026 年 6 月総会は、3 月決算の上場会社にとって、本金融庁要請後に開催される 2 回目の定

⁶ 株式会社シンクロ・フード、昭和ホールディングス株式会社、日産自動車株式会社、株式会社イー・ロジット、株式会社ジーニー

⁷ 株式会社コンヴァノ

⁸ 株式会社シンクロ・フード（提案株主：LIM JAPAN EVENT MASTER FUND）、株式会社イー・ロジット（提案株主：ヒップキャピタルパートナーズ株式会社）

⁹ 以上につき、前掲注 3）14 頁以下参照。

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>

時株主総会となりました。2026 年 6 月総会において、有価証券報告書を株主総会の前日までに開示した会社は、1,928 社（全体の 88.3%）となり、前年の 1,310 社（57.7%）からさらに増加しました。開示時期としては、株主総会の前日に開示を行った会社が最も多く 958 社（総会前開示を行った会社のうちの 49.7%）となりましたが、前年の割合（64.4%）からは低下していることから、前年と比べて、より早期での開示を行った会社が増加したことがうかがわれます。

他方で、本金融庁要請において最も望ましいとされる株主総会の 3 週間以上前に開示を行った会社は 7 社¹¹にとどまりました¹²。このうち、株式会社アドバンテスト及び株式会社ソラコム の 2 社は、本金融庁要請に関連し、2025 年 6 月総会において、議決権基準日を決算日（3 月 31 日）よりも後倒しする定款変更を実施しています¹³。いずれの会社も、かかる定款変更により、本年以降の定時株主総会において、有価証券報告書を開示するタイミングは従来どおり（6 月中）としつつ、定時株主総会の開催日を 7 月以降に後倒しすることで、有価証券報告書の開示を株主総会の 3 週間以上前に行うことが可能となっています。

なお、2026 年 6 月総会では、本金融庁要請や上記の定款変更の動きに関連して、特定の投資家による、定時株主総会の開催日を 7 月以降に後倒しするための議決権基準日の変更に関する株主提案が複数件見られました（18 社）。これに対して、提案を受けた 18 社全社は、①既に有価証券報告書その他の開示の早期化・充実化に取り組んでいること、②総会準備と第 1 四半期決算の業務が重複するなど実務上の負担が増加すること、③議決権基準日と期末配当基準日が分かれることによるコストが増加すること、④有価証券報告書の提出時期については制度改正の動向を踏まえる必要性があること等の理由で反対し、結果として、株主提案議案は全件否決され、平均賛成率は 11.4%にとどまりました¹⁴。

第5 トピック③ 改訂版 CG コード、改正上場規則等を踏まえた総会対応

2026 年 7 月 21 日に、コーポレートガバナンス・コード（以下「CG コード」といいます。）の 2026 年改訂版が確定・公表されました¹⁵。今般の CG コード改訂では、主に、取締役会の役割・責務としての成長投資等に向けた取組み（原則 4-1、4-2 等）、取締役会の機能強化に向けた取組み（原則 4-8、4-14 等）及び有価証券報告書の株主総会前提出（原則 1-2 等）について、規定の新設を含む見直しが行われています。

また、上場規則の改正により、議決権保有比率が 40%以上の大株主を有する上場会社には、株主総会後速やかに、少数株主の各取締役選任議案に対する賛否の割合等を開示すること等が

¹¹ 株式会社アドバンテスト、株式会社ソラコム、双日株式会社、株式会社ティラド、HOYA 株式会社、株式会社 ID ホールディングス、株式会社 ZOZO

¹² <https://www.fsa.go.jp/policy/kajji/sokaimaekajji.html>

¹³ 株式会社アドバンテストは議決権基準日を 5 月 15 日に、株式会社ソラコムは議決権基準日を 4 月 30 日にそれぞれ変更しています。なお、株式会社ソラコムは、議決権基準日だけでなく期末配当の基準日も 4 月 30 日に変更しています。

¹⁴ 以上につき、脇山卓也「ダルトン・インベストメンツによる議決権基準日の変更を求める株主提案の分析」資料版商事法務 508 号（2026）6 頁以下参照。

¹⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>

義務付けられました。また、これと併せて、東証が規定する独立役員の要件も厳格化されました¹⁶。改正後の上場規則は2026年7月10日から施行されており、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から順次適用されます。

さらに、2026年3月18日に取りまとめられた会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案¹⁷では、バーチャル株主総会や、株主総会のデジタル化に関する各種制度の見直しが主要なテーマとなっています。また、いわゆる実質株主確認制度を新設することの当否や、事前の議決権行使により決議要件を満たす場合における株主総会の決議の合理化等も議論の対象となっています。

2027年の株主総会の対応に向けては、これらの外部環境の変化が自社に及ぼす影響等を確認するとともに、これを踏まえた準備を進めることが重要と考えられます。

第6 おわりに

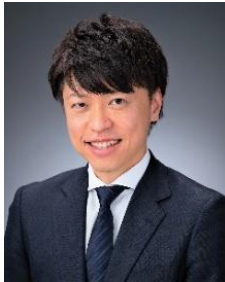
2026年6月総会は、基本的な状況については前年から大きな変化はなかったものの、会社提案議案の否決・株主提案の動向、有価証券報告書の株主総会前開示への対応状況等について、いくつか特徴的な事例・傾向が見られました。

これらの事例・傾向や、CGコードの改訂を含む外部環境の変化も踏まえつつ、今後の実務動向も注視しながら、2027年の株主総会シーズンに向けた準備を進めることが有益でしょう。

¹⁶ <https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8711.html>

¹⁷ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00333.html

【執筆者】



伊藤 広樹（弁護士）
E-mail: hito@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2007 年弁護士登録。
主に M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを行う。近時は、株主提案・同意なき買収への対応等にも注力している。近著は、『企業防衛実務 - 企業価値向上への道標』（共編著 商事法務 2024 年）、「＜視点＞非公開化取引における一般株主の利益保護と納得感」（資料版商事法務 496 号）他。



唐澤 新（弁護士・ニューヨーク州弁護士）
E-mail: akarasawa@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録
シカゴ大学ロースクール（LLM）修了、2021 年ニューヨーク州弁護士登録
事業会社・ファンドによる国内外の M&A 案件及び独占禁止法に関する案件（国内外の調査対応・企業結合審査対応）を専門とする。また、株主代表訴訟、責任追及訴訟、D&O 保険等役員責任に関する案件も多数取り扱う。



坂東 大聖（弁護士）
E-mail: taisei.bando@iwatagodo.com

慶應義塾大学卒業、2020 年弁護士登録。
会社法・金融商品取引法等のコーポレート分野に関する法的助言や M&A 取引を中心に扱うほか、アクティビスト対応・経営支配権争奪を含む有事局面の株主総会支援を得意とする。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出典を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。